

青森県総合計画審議会における調査審議の進め方について（案）

「青森県基本計画未来への挑戦」（以下「現計画」という。）第7章5(1)に掲げる政策点検及び提言（以下「政策点検等」という。）並びに次期青森県基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の調査審議については、以下のとおり行うこととする。

1 調査審議の視点

- (1) 2030年における生活創造社会の実現をめざす。
- (2) 青森県の現状を踏まえ、生活創造社会を実現するため、「産業・雇用」「安全・安心、健康」「環境」「教育、人づくり」の4分野でどのような課題があるのか。
- (3) 上記(2)の課題を解決するため、これまでの県の取組を踏まえ、今後の取組の方向性はどのようなものであるか。

2 部会での調査審議

- (1) 現在審議会に設置している「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会が、政策点検等及び次期計画策定に係る調査審議を一連のものとして行う。
- (2) 現計画が掲げる4分野の「2030年における青森県のめざす姿」を検証し、次期計画の「2030年における青森県のめざす姿」を検討する。
- (3) 青森県の現状を踏まえ、次期計画の4分野の「2030年における青森県のめざす姿」を実現するための課題を整理する。
- (4) これまでの県の取組を踏まえ、上記(3)の課題を解決するための今後の取組の方向性を検討する。
- (5) 県が取り組むべき事項で、早急に取り組むべきものは平成26年度の取組に向けた提言書に、計画的に取り組むべき事項は次期計画に整理する。
- (6) 以上の議論を通じて、各部会は平成26年度の取組に向けた提言書の各分野の原案並びに次期計画の各分野の「2030年における青森県のめざす姿」及び「政策・施策体系」を整理する。

3 幹事会での調査審議

- (1) 幹事会は、政策点検等及び次期計画策定に係る調査審議に当たり、部会間の調整及び全体調整を行う。
- (2) 幹事会は、平成26年度の取組に向けた提言書案を作成する。
- (3) 幹事会は、次期計画の策定に当たり、本県を取り巻く環境変化や本県が有する強み・可能性等を整理し、各分野の「2030年における青森県のめざす姿」及び

「政策・施策体系」並びに地域別計画を取りまとめるとともに、計画推進の仕組みを検討した上で、調査審議の進捗状況に応じて、次期計画の骨格案、骨子案、素案及び答申案をそれぞれ作成する。

4 審議会での調査審議

- (1) 審議会は、幹事会が作成した平成 26 年度の取組に向けた提言書案を検討し、決定する。
- (2) 審議会は、次期計画の策定に当たり、幹事会が作成した骨格案、素案及び答申案を検討し、それぞれ決定する。

5 その他

審議会の調査審議に当たり、その他必要な事項は審議会会長が別に定める。

(審議会の調査審議に当たり、審議会会長が別に定める事項)

次期計画地域別計画について

次期計画地域別計画については、県内6区域の地域県民局ごとに設置される地域別計画検討委員会が調査審議した内容を、幹事会において調整し、審議会に報告するものとする。